

広島市告示第 4 2 6 号
令和 8 年 9 月 2 5 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 8 年 9 月 2 5 日から同年 1 0 月 9 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の 期 日
市道	東 3 区	東区中山東一丁目 2 0 2 7 番地 2 地先	令 和 8 年 9 月 2 5 日
	2 8 8 号線	東区中山東一丁目 2 0 3 0 番地 6 地先	
市道	西 3 区	西区己斐本町一丁目 3 2 3 番地 1 7 地先	令 和 8 年 9 月 2 5 日
	1 0 9 号線	西区己斐本町一丁目 3 2 3 番地 1 3 地先	
市道	西 5 区	西区井口一丁目 9 3 7 番地 2 地先	令 和 8 年 9 月 2 5 日
	4 0 8 号線	西区井口一丁目 9 2 6 番地 5 地先	
市道	安佐南 3 区	安佐南区山本九丁目 7 5 5 番地 1 7 地先	令 和 8 年 9 月 2 5 日
	8 9 2 号線	安佐南区山本九丁目 7 5 5 番地 6 地先	
市道	佐 伯 4 区	佐伯区皆賀一丁目 5 2 番地 9 地先	令 和 8 年 9 月 2 5 日
	5 8 2 号線	佐伯区皆賀一丁目 2 番地 5 3 地先	